

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	子育てのための施設等利用費給付金(幼稚園)		
事務事業名称	私学振興事業	事務事業コード	1112-1
所管	福祉	部	子育て支援 課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久市子育てのための施設等利用給付の認定及び施設等利用費の支給に関する規則		法令種別	規則
始期	令和元年度(経過年数 4年)	終期設定	(有) <input checked="" type="radio"/> (無) <input type="radio"/>	終期 令和 年度
目的	子どもが健やかに成長するように支援するものであって、子どもの保護者の経済的負担を軽減するために給付金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	対象者及び対象経費:幼稚園等を利用する3歳~5歳の子どもの利用料 補助率:国1/2、県1/4、市1/4 教育部分の利用料(施設の代理受領)、預かり保育部分の利用料(保護者への償還払い)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	
名称(個人は除く)		-		
指標設定	設定の考え方	-		目標値 -
	指標が数値でない場合の評価方法	交付対象となる全ての子どもの利用料に対して補助金を交付する。		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
交付件数	692 件	664 件		
決算額(予算額)	197,243,475 円	176,403,139 円	184,000,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	147,932,604 円	132,302,354 円	138,000,000 円
	一般財源	49,310,871 円	44,100,785 円	46,000,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	- %	- %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	交付対象となる全ての子ども692人の利用料に対して補助金を交付した。	交付対象となる全ての子ども664人の利用料に対して補助金を交付した。	交付対象となる全ての子ども利用料に対して補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、行政目的達成の手段として妥当性がある。 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて見直しを行うこととする。

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	私立幼稚園運営補助金		
事務事業名称	私学振興事業	事務事業コード	1112-1
所 管	福祉	部	子育て支援 課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(その他事業補助金)	
根拠法令等名称	佐久市私立幼稚園運営費補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 18 年度 (経過年数 17 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	幼児教育の振興を図るため、佐久市内に設置された私立幼稚園に対して補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	当該年度の5月1日現在の園児数(その数が当該幼稚園の定員の数を超えるときは、当該定員の数)に3,000円を乗じた額を交付する。			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
名称(個人は除く)		市内私立幼稚園(令和5年4月1日現在5園)		
指標設定	設定の考え方	当該年度の5月1日現在の園児数をもとに、在籍する幼稚園に補助金を交付する。		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
交付件数	672 件	696 件		
決算額(予算額)	2,016,000 円	2,088,000 円	3,150,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	
	一般財源	2,016,000 円	2,088,000 円	3,150,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	100.0 %	100.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	5月1日現在の園児672人について、在籍する幼稚園に補助金を交付した。	5月1日現在の園児696人について、在籍する幼稚園に補助金を交付した。	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数は減少しているが、私立幼稚園の経営を支え、教育の質の向上を図る必要があるため、行政目的達成の手段として妥当性がある。 ・達成率は100%で推移しており、幼児教育の振興に寄与していることから、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めるとともに、終期が到来するまでに私立幼稚園の運営状況を把握し、補助金のあり方について見直しを検討する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	—
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤保育所等の利用者が増える中、幼稚園による児童の受入は待機児童対策としても重要なため、運営における補助を継続する必要があるが、補助金のあり方についての見直しや、終期の設定を検討していく。

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	私立幼稚園施設整備事業補助金		
事務事業名称	私学振興事業	事務事業コード	1112-1
所管	福祉	部	子育て支援 課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(建設的事業費等費補助金)	
根拠法令等名称	私立幼稚園施設整備事業補助金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 17 年度(経過年数 18 年)	終期設定	(有・ 無)	終期 令和 年度
目的	幼稚園の整備を行う事業経費について補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	事業経費は、事業の施行に要する工事費。補助限度額は、事業経費から国又は県の補助金等を差し引いた額の2分の1以内。			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
	名称(個人は除く)	学校法人		
指標設定	設定の考え方	-		目標値 -
	指標が数値でない場合の評価方法	補助対象事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
交付件数	1 件	0 件		
決算額(予算額)	4,794,000 円	0 円	0 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	2,397,000 円	0 円	0 円
	一般財源	2,397,000 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	- %	- %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	補助対象事業である私立幼稚園のトイレ改修工事に対して補助金を交付した。	補助対象となる事業がなかった。	補助対象事業があった場合に補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・幼稚園の耐震改修工事等の施設整備が必要となる場合があり、行政目的達成の手段として妥当性がある。 幼稚園の整備により、市民生活の向上に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

--

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	私立幼稚園補足給付事業補助金		
事務事業名称	私学振興事業	事務事業コード	1112-1
所管	福祉	部	子育て支援 課 保育 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久市副食費の徴収に係る補足給付事業実施要綱		法令種別	要綱
始期	令和元年度(経過年数 4年)	終期設定	(有) <input checked="" type="radio"/> (無)	終期 令和 年度
目的	多子世帯等の子どもが私立幼稚園を利用している場合において、これらの世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、保育所等の利用者との公平性を図るため、副食に係る費用に対して補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	対象者: 年収360万円未満相当世帯の子ども及び所得階層にかかわらず小学校3年生の兄・姉から数えて第3子以降の子ども 給付額: 月額上限4,500円、補助率: 国1/3、県、1/3、市1/3			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input type="checkbox"/> 不特定団体		<input checked="" type="checkbox"/> 個人	
名称(個人は除く)		-		
指標設定	設定の考え方	-		目標値
	指標が数値でない場合の評価方法	申請に基づき対象となった全ての子どもに対して補助金を交付する。		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
交付件数	120 件	116 件		
決算額(予算額)	3,104,093 円	3,113,769 円	5,940,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	2,069,395 円	2,075,846 円	3,960,000 円
	一般財源	1,034,698 円	1,037,923 円	1,980,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	-
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	- %	- %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	申請・請求に基づき交付対象となった子ども120人の副食費に対して補助金を交付した。	申請・請求に基づき交付対象となった子ども116人の副食費に対して補助金を交付した。	申請・請求に基づき対象となった子どもに対して補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等を利用する児童については、国の制度のより年収360万円未満相当世帯の副食費が免除になっているため、保育所等の利用者との公平性を図るうえで、行政目的達成の手段として妥当性がある。 ・子育てを行う家庭への経済的負担の軽減に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤ 国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。